

|

.

'S



P7V

P7V %

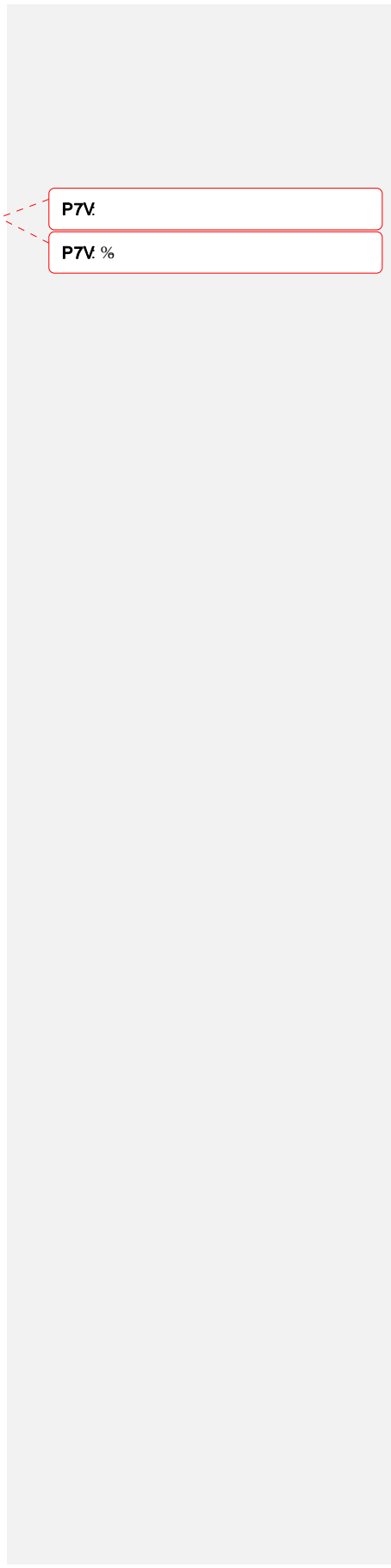
.

.

.

&S% &

.



部門	必要諸室	要求水準
	倉庫	・事務管理など備品等の倉庫として適宜計画する。
	清掃員控室	・清掃員の控室として適宜計画する。
	競技団体交流室	・各競技団体が組織・運営体制を強化し、継続して競技力の向上やスポーツ・健康づくりに取り組めるよう、事務スペースを設置する。 ・競技団体が打ち合わせを行うためのスペースを設置する。
	中央監視室	・施設全体の監視を適切に行える位置に設ける。 ・中央監視盤等の機器を適宜設置する。
	共用エリア	・施設の顔、メインエントランスとして適切な計画とする。開放的な空間で、適宜ベンチ等を設置し、休憩・談話スペースとしての機能も確保する。 ・大規模大会やプロスポーツ等の興行時に、入場可能数に応じて、一時的に観客が集中した際にも安全な状態が維持できる広さとする。また、興行時の受付や案内誘導、飲食物を含む物販対応などに配慮したゆとりのある面積を確保すること。 ・県ゆかりのトップアスリート関連の展示スペースを設ける。また、施設やスポーツに関する情報を掲示するスペースを設ける。
	休憩ロビー（ホワイエ）	・メインアリーナやサブアリーナ、多目的室など、主要なスペースの出入口に面して設置する。 ・大規模大会や興業時の物販対応などにも対応した計画とする（エントランスホールと適宜一体的な計画としてよい）。
	キッズルーム・授乳室	・乳幼児を安全に遊ばせられるスペースとして目の届きやすい場所に設置する。 ・隣接して授乳やオムツ替えのスペース、幼児用トイレ等を設けるなど乳幼児の利用に配慮する。 ・遊具を適宜配置する。
	トイレ	・全国規模の大会を開催するため必要な規模、数を各階に適切に設置する。特に女子トイレの混雑に配慮した計画とする。 ・障害者用トイレや多目的トイレなど、条例整備基準以上の数を設ける。 ・イベント時等においても利用者がスムーズに移動できるよう動線を考慮したレイアウトを計画すること。
	レストラン・カフェ等	・独立採算により運営を行う前提とし計画する。 ・屋外緑地やアプローチ空間、エントランスロビーとのつながりを考慮し配置する。 ・厨房設備を設け、飲食・喫茶サービスを提供できる計

削除: 収集

場の利用状態を保つこと。

- ・常に無断駐車のないようにすること。駐車場で無断駐車など不法な車両を発見した場合は、速やかに適切な処置を講じること。
- ・選定事業者は、周辺の違法駐車を防止するため利用者への啓発、注意等の必要な措置を講じること。
- ・駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）等で定められた技術的基準を維持すること。

(7) 大会等開催時における管理運営業務

- ・選定事業者は、大会等開催時には、当該大会等の主催者に対し、駐車場の全部または一部を専用利用させることができる。
- ・選定事業者は、駐車場管理規程において、大会等開催時の駐車場の全部または一部の専用利用に当たっての、選定事業者と大会等の主催者の役割分担等を定めること。
- ・大会等の開催に当たり、駐車場が不足する場合は、選定事業者は周辺施設および関係者と協議すること。

イ 駐輪場

- ・利用者が安全かつ快適に利用できるよう留意し、適切な案内表示を行うこと。
- ・選定事業者は、駐輪場管理規程を定め、常時、駐輪場内の監視を行い、駐輪場が混雑した場合または混雑が予想される場合は、安全のため駐輪場内および車両入口付近に車両を誘導する整理員を配置する等、混雑の緩和、安全の確保について対応を行うこと。
- ・駐輪場内の事故、車両の盗難、車上荒らし等の発生を未然に防止し、常に正常な駐車場の利用状態を保つこと。

(7) 大会等開催時における管理運営業務

- ・選定事業者は、大会等開催時には、当該大会等の主催者に対し、駐輪場の全部または一部を専用利用させることができる。
- ・選定事業者は、駐輪場管理規程において、大会等開催時の駐車場の全部または一部の専用利用に当たっての、選定事業者と大会等の主催者の役割分担等を定めること。
- ・大会等の開催に当たり、駐輪場が不足する場合は、選定事業者は周辺施設および関係者と協議すること。

(8) 利便施設運営業務

ア 基本方針

- ・利便施設（レストラン・カフェ等、自動販売機）の運営を独立採算により実施すること。
- ・利便施設運営業務に必要な設備機器（本書に示している設備機器を除く）は選定事業者が調達し、維持管理すること。

イ 光熱水費

- ・利便施設運営に係る光熱水費は、選定事業者の負担とする。
- ・使用する光熱水費が把握できるように、計量器を設置すること。

削除: 便益事業

削除: 選定事業者は、光熱水費の項目ごとに、毎月、次により算出された使用量相当額を県に支払う。使用量の計測に当たっては、原則として、子メーターを設置して当該自由提案事業の使用量を計測することとする。